

第4章 施策の展開

基本目標



確かな学力と時代の変化に対応する力の育成

施策1 確かな学力の育成

現状と課題

- ・全小中学校において、学力向上に向けた授業の展開を毎日の教育活動の中で実践しています。また、学校の課題解決に向けた研究発表を輪番で2年ごとに取り組み発表を行っているほか、学力向上に関する研究委員会を設置し、調査研究活動の成果を日々の学習指導に活かしています。
- ・小学校においては、わくわく支援員*を配置して個に応じた指導を実践しているほか、中学校においては、アシスタントティーチャー*を配置する他にも「さやまっ子・茶レンジスクール」を展開し、夏季、冬季集中講義や学習支援を行っています。全国学力・学習状況調査及び埼玉県学力・学習状況調査結果については、平均値はそれぞれ学年・教科において課題がある状況も見受けられますが、1年ごと個人の学力に注目すると、多くの児童生徒が伸びている状況にあります。
- ・今後は、学力向上の取り組みで成果が表れた学校の方策を全学校に周知し、授業に活かすことにより指導を充実するとともに、各校策定の「学力向上ストラテジープラン*」に基づいた学力向上についてのPDCAサイクル*が確立できるような支援が必要です。
- ・国際理解教育や外国語については、語学指導助手、英語活動支援員*の配置に加え、令和元年度より英語専科教諭の加配も行っているほか、小学校から中学校への円滑な英語教育の接続を継続し英語を活用する機会を設定していることで、児童生徒の英語学習への意欲が高まっています。英語に興味関心の高い児童生徒の割合に関しては目標値に達しています。

施策の方向性

- ・児童生徒が意欲と目標をもって学習に臨み、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用する力を身に付ける授業を確立します。
- ・各種調査研究活動の成果を児童生徒の学習指導に活用し、指導を充実します。
- ・わくわく支援員やアシスタントティーチャーを配置し、児童生徒の個に応じた効果的な指導を充実します。
- ・オンライン学習システムの活用により、児童生徒一人一人に応じた学習支援を行い、学力と学習習慣の定着を図ります。
- ・児童生徒の主体的な学習の励行と補充学習を推進します。
- ・英語教育における小中一貫性を強化し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。

1 学力向上を目指した教育の展開 [教育指導課・教育センター]

- ・授業の目標を明確にし、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を習得するとともに、これらを活用する力として思考力、判断力、表現力などを育む授業を推進します。
- ・各校策定の「学力向上ストラテジープラン*」に基づいた学力向上についてのP D C Aサイクル*の確立を支援します。
- ・ICT*の活用が図られる教育環境を整備し、教師の活用技術を高める研修会等を実施し、指導方法の工夫改善を進め、効果的でわかる授業を展開します。
- ・「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”*」による学力向上に向けた提言を実践に活かします。

2 各種学力調査の結果分析と学習指導の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・「全国学力・学習状況調査」、「埼玉県学力・学習状況調査」などの分析結果から、各学校の課題を明確にし、実態に合わせた指導を計画的・継続的に推進します。

3 少人数指導などによる個に応じた学習指導の充実 [教育指導課]

- ・一人一人の児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、「わかる喜び」、「学ぶ楽しさ」を実感できるよう、個に応じた効果的な指導の充実に取り組みます。
- ・わくわく支援員*やアシスタントティーチャー*などを配置して、きめ細かな指導の充実に取り組みます。
- ・G I G Aスクール構想*の実現による新たなICT環境や先端技術の活用等により、児童生徒一人一人に応じた学習支援を行い、学力と学習習慣の定着を図ります。

4 各種調査研究活動の成果を活かした学習指導の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・各種研究委員会や研究委嘱校の研究成果を全学校に周知し、授業に活かすことにより指導を充実します。
- ・研究の成果とともに学習教材や学習指導案などの情報を教育情報ネットワークで共有し、教職員がこれを効果的に活用して指導を充実します。
- ・ユニバーサルデザイン*の視点に立った学習指導を推進し、誰にでも、より分かりやすい授業を目指します。
- ・学力向上の取り組みで成果が表れた学校の方策を全学校に周知し、授業に活かすことにより指導を充実します。

重点

- 5 小学生学習支援事業*（さやまっ子・茶レンジスクール）の実施〔教育センター〕
- ・「小学生学習支援事業」をとおして、児童の学校外の学習時間の確保、学習指導の補完及び家庭学習の習慣化を支援します。

重点

- 6 中学生学習支援事業*（さやまっ子・茶レンジスクール）の実施〔教育センター〕
- ・「中学生学習支援事業」をとおして、生徒の学校外の学習時間の確保、学習指導の補完及び家庭学習の習慣化を支援します。

7 家庭学習の励行の推進〔教育指導課・教育センター〕

- ・学校における学習指導や小中学生学習支援事業（さやまっ子・茶レンジスクール）への参加などにより、家庭学習に取り組む児童生徒の人数を増やします。
- ・狭山市共通の家庭学習用ワークシートを活用して、家庭学習の定着に取り組みます。

成果目標

項目	実績値（％） （令和元年度）				目標値 （令和7年度）	
	小学校		中学校			
埼玉県学力・学習状況調査の平均正答率	科目	狭山市	埼玉県	狭山市	埼玉県	全科目で県平均正答率を上回る
	国語	55.5	56.9	58.4	58.7	
	算数	66.1	66.6	-	-	
	数学	-	-	59.6	59.3	
	英語	-	-	56.6	56.1	

項目	実績値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
全国学力・学習状況調査において、学校に行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合	小学校	87.2%
	中学校	82.4%

施策2 時代の変化に対応した教育の推進

現状と課題

- ・児童生徒が人と人との関わりや望ましい人間関係を構築していくための力を育んでいくためには、コミュニケーション能力を高める必要があります。
- ・情報教育については、教育センターや小中学校において教職員に向けた実践的な研修会等を実施しており、情報化が急速に進展するなか、プログラミング教育*を含むICT*に関する理解・活用能力を育むための教育の充実に継続的に取り組む必要があります。
- ・キャリア教育については、各学校において、令和2年度よりキャリアパスポート*を活用しています。引き続き、社会人・職業人として自立できるよう、児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育の充実に努める必要があります。
- ・環境問題が地球規模で広がりを見せるなかでは、環境への負荷を軽減し、持続可能な社会*を構築することが課題となっていることから、これに沿って、学校における環境教育の充実に努める必要があります。
- ・グローバル化が進展するなかでは、児童生徒に、わが国と郷土の伝統文化への理解を深め、愛着を育む教育を推進していく必要があります。また、日本語指導員*を配置し、増加する帰国・外国人児童生徒への支援の充実に努める必要があります。

施策の方向性

- ・望ましい人間関係を築く力を培うため、児童生徒のコミュニケーション能力を育成します。
- ・児童生徒の発達の段階に応じて、勤労観や職業観を育成するため、キャリア教育を推進します。
- ・プログラミング教育をはじめとするICTに関する理解や活用能力を高める教育をより一層推進します。
- ・環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に向けて環境教育を推進します。
- ・児童生徒に国際感覚を育むため、国際理解教育を推進します。
- ・わが国と郷土の伝統文化に対する理解を深め、愛着を育みます。
- ・日本語指導や学校生活の相談活動などを通じて、帰国・外国人児童生徒に対する支援を充実します。

取り組み

重点

1 コミュニケーション能力の育成 [教育指導課]

- ・国語科を中心に、各教科の授業や行事など、教育活動全体のなかで言語能力*を育成します。
- ・児童生徒が望ましい人間関係を築くことができるよう、あいさつ運動や話し合い活動、異年齢活動、地域との交流等、他者と関わる様々な活動に取り組みます。

重点

2 キャリア教育の推進 [教育指導課]

- ・児童生徒がキャリア教育について、自らの学習状況や自身の変容、成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ（キャリアパスポート*）を作成し、活用していきます。

重点

3 情報教育の推進 [教育センター]

- ・情報化の進展に適應できるように、ICT*に関する知識や活用能力を高める教育を充実します。
- ・情報社会のルールやセキュリティといった情報モラルについての指導を充実します。
- ・ICT機器の活用や学習形態の工夫等をとおして、児童生徒の主体的な学習が展開できるように環境整備や教員の資質の向上に向けた実践的な研修会を実施します。
- ・GIGAスクール構想*における1人1台情報端末の利活用をとおして個別最適な学びを推進するとともに、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた学び合い等の協働的な学びを推進します。

4 プログラミング教育*の推進 [教育指導課・教育センター]

- ・授業力向上研究委員会で研究したプログラミング教育に関する教材や実践例等を全学校に周知し、授業に活かすことにより、プログラミング教育の指導の充実を目指します。

5 環境教育の推進 [教育指導課]

- ・児童生徒の発達の段階に即し、自然に対する感謝と尊敬する心や環境を大事にしようとする心を育てるとともに、より良い環境づくりや環境の保全に配慮した行動がとれる能力や態度を育成する教育を推進します。
- ・環境課と連携してアダプトプログラム*を活用した教育活動に取り組みます。

6 国際理解教育の推進 [教育指導課・教育センター]

- ・小学校の英語活動及び小中学校の英語教育等を推進するなかで、外国の文化に対する理解を深める教育を推進します。
- ・総合的な学習の時間などを活用して、国際理解、異文化理解をテーマにした学習を推進します。

7 帰国・外国人児童生徒への支援の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・日本語指導や学校生活の相談などをとおして、帰国・外国人児童生徒に対する支援を充実します。
- ・日本語指導員*を学校に派遣し、帰国・外国人児童生徒の学習を支援します。

重点

8 外国語教育の充実 [教育センター]

- ・「教育課程特例校*」を活用し、小学校低学年を対象に外国語教育を推進し、英語による聞くこと、話すことの言語活動をとおして、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成します。
- ・英語体験活動等を実施し、児童生徒が英語を活用する機会の充実を図ります。
- ・ALT（語学指導助手）の小中学校及び幼稚園への派遣や小学校英語専科教諭を活用するなど、より効果的な英語教育を推進します。
- ・各小学校に配置されている英語活動支援員*に対する研修会を充実させ、英語活動のきめ細やかな指導を推進します。
- ・英語教育における小中学校間の円滑な接続のため、教職員の指導力向上のための研修を推進します。
- ・公費による英語検定の受験を通じて、英語に対する学習意欲及び英語能力の向上を図ります。

9 伝統文化教育の推進 [教育指導課・社会教育課・公民館]

- ・児童生徒がわが国と郷土の伝統文化に接することのできる機会を拡充することにより、児童生徒が伝統文化に対する理解を深めるとともに、わが国と郷土への愛着を育む教育を推進します。
- ・社会科副読本「さやま」*を活用して、小学校社会科の授業を工夫し、郷土狭山の理解を深め、郷土を誇れる児童を育成します。
- ・学校と博物館や公民館が連携して郷土を学ぶ機会を増やします。

成果目標

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
CEFR（セファール）のA1相当レベル [※] 以上の英語力を持った生徒の割合	55.0%	全国の目標値 50.0%を上回る

※CEFR（セファール）のA1相当レベル

実用英語技能検定3級、TOEICスコア320～620、GTECスコア270～689、ケンブリッジ英語検定スコア110～119に相当する英語力のこと。

施策3 ESD*の推進

現状と課題

- ・環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会における様々な問題について、自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会*を創造していくことを目指す学習や活動を推進して、SDGs*の達成への貢献が求められています。
- ・日本が提唱した「持続可能な開発のための教育（ESD）」は、まさに地球規模の課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための教育であり、文科省は新学習指導要領において、これからの学校教育や教育課程の役割として「持続可能な社会の創り手」を育むことを掲げています。ESDの理念が学習指導要領に組み込まれたことに伴い、全ての学校においては持続可能な開発のための教育（ESD）を推進することが重要です。

施策の方向性

- ・児童生徒に対して、地球温暖化、資源の枯渇、環境破壊、人権問題など次々と生じる世界的な問題を踏まえて地球や人類の未来を考え、持続可能な社会の担い手となる力を育成します。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ります。
- ・体験、探求、問題解決に重点を置いた学習者主体の参加型学習を推進します。

取り組み

1 ESD（持続可能な開発のための教育）の推進[教育指導課]

- ・ESDの推進を図り、現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、また、そのことによって多面的・総合的に探究する学友活動を展開したり、人とのつながりや身に付けたことを生活や社会につなげたりする持続可能な社会づくりの担い手を育む学習を展開します。
- ・「主体的・対話的で深い学び」を意識した授業づくりについての研鑽を深め、学習指導に活かします。

2 地域との連携[教育指導課]

- ・ESDの推進が身近なところから取り組むことに重点を置いていることから、PTAや青少年育成地域会議等の関係団体や地域に、学校の取り組みへの理解を図り、協力・連携した活動に取り組みます。

施策4 幼児教育の推進

現状と課題

- ・ 幼児期は、生涯にわたり人間として健全に成長するうえで、また、社会的な対応能力を培ううえで、その基礎を育む重要な時期であることから、家庭や地域と連携して、健やかな成長を促していく必要があります。
- ・ 本市では、埼玉県の啓発資料「3つのめばえ」等を活用し、各園にて家庭と連携した教育を実施しているほか、各園において、研究テーマに沿った園内研修を実施しています。
- ・ 今後は、幼児への支援方法や環境づくり等について、各園の実態に合った研究をとおして、教職員の資質の向上を図る必要があります。

施策の方向性

- ・ 様々な遊びや体験をとおして「生きる力」の基礎を育む教育を推進します。
- ・ 教職員の資質の向上に取り組み、園児の個に応じた効果的な教育を推進します。

取り組み

1 幼児教育の推進 [教育指導課]

- ・ 幼稚園教育要領*の定着を図り、家庭との連携のもとに「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。
- ・ 幼児教育に関する各種調査研究活動の成果を活かして、指導を充実します。

2 預かり保育の推進 [学務課]

- ・ 入間川幼稚園と水富幼稚園において、預かり保育を引き続き実施し、保護者の子育てを支援します。

重点

3 教職員の資質の向上 [教育指導課]

- ・ 教職員を対象とした研修会を実施するなどして、指導方法の工夫・改善に取り組みます。
- ・ 幼稚園教育に関する幼児への支援法や環境づくり等についての研究を委嘱し、各園の実態に合った研究をとおして、教職員の資質の向上を図ります。

4 家庭と連携した教育の推進 [教育指導課・学務課]

- ・ 埼玉県が子育ての目安としてまとめた啓発資料「3つのめばえ」の考え方を家庭に普及し、幼稚園と家庭が連携した子育てを推進します。

施策5 特別支援教育の推進

現状と課題

- ・市立幼稚園では、障害のある園児に対して、特別支援教員を配置し、個に応じた適切な指導に取り組んでいます。また、障害のある園児を受け入れている私立幼稚園に対して特別支援教育費補助金を交付するなどの支援を行っており、今後も、関係機関と連携して、就園支援の充実を図る必要があります。
- ・小中学校では、障害のある児童生徒に対して、発達障害、情緒障害及び難聴・言語障害に対応した通級指導教室*を設置し、個に応じた適切な指導に取り組んでいます。また、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を推進するため、令和7年度までに全小中学校に特別支援学級の開設を進める計画としています。
- ・就学支援に向けては、個別の指導計画作成を各学校に周知し、卒業までの長期的な視点に立った指導を行っています。今後も保護者からの相談に適切に対応できる組織体制を継続していきます。
- ・インクルーシブ教育*の理念に基づき、ユニバーサルデザイン*の視点も積極的に取り入れながら、障害のある幼児や児童生徒一人一人のニーズに応じて、適切な教育的支援を行うことができるよう、支援体制をより一層充実していく必要があります。

施策の方向性

- ・関係機関と連携し、特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒に対して、ニーズに応じた適切な相談や指導を行います。
- ・インクルーシブ教育の理念に基づき、障害のある幼児や児童生徒一人一人のニーズに応じて、合理的配慮*を行い、適切な教育を推進します。
- ・教職員に対する研修を計画的に実施するとともに、保護者からの相談に適切に対応します。

取り組み

1 就学支援の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・関係機関との連携のもとに、特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒に対する就学支援を充実します。
- ・学識経験者や医師、教員、行政を構成メンバーにした就学支援委員会を活性化します。

2 インクルーシブ教育*の推進〔教育指導課・教育センター〕

- ・障害のある幼児や児童生徒が、その実態や保護者の願いに基づいた教育を受けられることができるよう、個別の指導計画などを作成し、卒業までの長期的な視点に立って適切な指導を推進します。

3 幼稚園における支援の充実〔学務課・保育幼稚園課〕

- ・障害のある園児の受け入れに伴い、市立幼稚園に特別支援教員を配置し、個に応じた適切な指導の充実を図ります。また、障害のある園児を受け入れている私立幼稚園に対して、特別支援教育費補助金を交付することにより、個に応じた適切な指導を支援します。

4 小中学校における支援の充実〔教育指導課・教育センター〕

- ・全小中学校に特別支援学級を設置するとともに、通級指導教室*の増設を行い、介助員の配置、専門家による巡回などをおして、障害のある児童生徒への支援体制の充実を図ります。
- ・教職員に対する研修を計画的に実施するとともに、保護者からの相談に適切に対応できる体制を充実します。

基本目標



豊かな心の育成と健康・体力の増進

施策1 豊かな心の育成

現状と課題

- ・近年、児童生徒の豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神及び主体的に判断し適切に行動する力の育成が求められています。そのためには、家庭や地域と連携し、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導のほか、青少年を取り巻く有害情報対策の充実を図る必要があります。
- ・道徳の授業力向上に向けて、各校において校内研修や研究発表を実践しているほか、小中連携で授業規律等の統一を実践しています。
- ・読書活動については、学校図書館司書を中学校1名ずつ配置し、小学校にも出向き、学校図書館の整備を中心に読書環境の充実に向けた取り組みを実践しているほか、児童生徒の読書活動に対する意欲を高めるための様々な工夫を行っています。
- ・様々な偏見や差別、いじめ、虐待などの人権に関する問題に対して、学校教育の場においても、児童生徒の発達の段階に応じ、人権感覚育成プログラム*などの人権教育を推進していますが、さらに人権教育に関する研修会、講座などの拡充を進めることが必要です。

施策の方向性

- ・児童生徒に規律ある態度を身に付けさせるための教育を充実します。
- ・道徳教育の充実を図り、学校の教育活動全体をとおして、児童生徒に他人を思いやる心、善悪を判断する力や公共の精神などを培います。また、道徳教育への保護者や地域からの参画推進と家庭教育への波及を図ります。
- ・学校図書館司書の配置とその活動をとおして学校図書館を充実します。
- ・図書館と学校図書館の連携した活動をとおして「第二次狭山市子ども読書活動推進計画」をさらに推進します。
- ・児童生徒の発達の段階に応じて、自然体験や職場体験などの体験活動を推進します。
- ・だれもが自分らしく生きられる社会の実現を目指して、学校における人権教育等多様な人権問題に対する意識の高揚に取り組みます。

取り組み

1 規律ある態度の育成 [教育指導課・教育センター]

- ・児童生徒が基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けることにより、規範意識を育み、社会生活のなかで、規律を守って行動できる態度を育成します。

重点

2 道徳教育の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・道徳科の時間を中心に、教育活動全体をとおして、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。
- ・道徳科教育への保護者や地域からの参画推進と、家庭教育への波及を図ります。
- ・道徳科における指導方法、評価方法の研究・研修の推進を図ります。

重点

3 命を大切にす教育の推進 [教育指導課・教育センター・学務課]

- ・中学校で、命の大切さを実感し、他者への思いやりや自己肯定感を高めることを目的として、「いのちの授業」を開催します。

4 読書活動の推進 [教育指導課・図書館]

- ・学校図書館を充実するとともに、朝読書への意欲を高めるなどして、児童生徒の読書活動を推進します。
- ・学校図書館司書を配置し、学校図書館の資料の閲覧、貸出、ガイダンス、レファレンスサービス*を推進します。
- ・小学校の低・中・高学年、中学生に分けて発達の段階にあわせた推薦図書（子どものときに読みたい本 100 冊）の紹介を通じて、読書の楽しさや意義を体得できるようにします。
- ・子供の読書活動に関わる施策を総合的かつ体系的に進めるため、図書館と学校図書館の連携により「第二次狭山市子ども読書活動推進計画」をさらに推進します。
- ・図書館では、貸出図書の充実や各種事業による取り組みに加え、学校からの依頼による学習内容に応じた図書の団体貸出など学校図書館の支援を行います。

5 体験活動の推進 [教育指導課]

- ・全ての児童生徒が、発達の段階に応じて様々な活動を体験できるよう、「埼玉の子ども70万人体験活動」事業をとおして、自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭地域・企業・NPOなどと連携して、体験活動を推進します。
- ・夏季休業日を活用して、児童生徒に教科や教科外の学習の楽しさに触れる体験教室を開設し、児童生徒の興味関心、学習意欲の向上を支援します。

6 人権教育の充実〔教育指導課〕

- ・人権感覚育成プログラム*やいじめアンケート調査の結果などを活用するなかで、児童生徒が人権を尊重する意識の高揚につながる取り組みを行います。
- ・同和問題や児童虐待、性的マイノリティ*への偏見や差別、インターネットを利用した人権侵害など様々な人権問題を理解し、人権感覚を身につけ、様々な人権課題を解決しようとする児童生徒を育成します。
- ・人権教育研修を年間研修計画のなかに位置付け、人権教育の指導を充実します。
- ・人権推進協議会と連携して、人権教育研修会*や人権教育実践研究会*などを開催し、学校における人権教育の指導をさらに充実します。

7 オリンピック・パラリンピックの成果を次代につなぐ教育の推進

〔教育指導課・教育センター〕

- ・道徳科や社会科、体育科などの授業を中心に、オリンピック・パラリンピックの道徳的な価値観や国際関係等を学び、平和で差別のないよりよい世界の実現に貢献する態度を身に付けたさやまっ子の育成を図ります。

成果目標

項目			実績値 (%) (令和元年度)		目標値 (令和7年度)
埼玉県学力・学習状況調査における規律ある態度の定着度			小学校	中学校	全項目 80.0% 以上
けじめのある生活ができる	時刻を守る	登校時間	94.1	98.1	
		授業開始時間	95.4	97.3	
	身の回りの整理整頓をする	靴そろえ	88.1	92.5	
		整理整頓	86.6	86.9	
礼儀正しく人と接することができる	進んであいさつや返事をする	あいさつ	77.1	81.4	
		返事	89.0	89.3	
	ていねいな言葉づかいを身につける	ていねいな言葉づかい	87.0	92.5	
		やさしい言葉づかい	84.9	90.1	
約束やきまりを守ることができる	学習のきまりを守る	学習準備	85.1	90.0	
		話を聞き発表する	77.0	73.1	
	生活のきまりを守る	集団の場での態度	85.3	94.3	
		掃除・美化活動	89.3	86.6	

施策2 生徒指導の充実

現状と課題

- ・相談・指導体制の充実に向けて、各中学校に、さやまっ子相談員、さやまっ子相談支援員とスクールカウンセラーを配置するとともに、教育センターに教育相談員や学校課題解決支援員を配置して、生徒や保護者の相談に対応しています。教育センター内の教育相談員、学校課題解決支援員、適応指導教室*が一層の連携に向けて所内連携会議を設け、情報提供や対応策の共通理解を図っています。
- ・いじめの防止対策に関しては、国や県からの通知、学校への訪問を通じて、各校の実態を把握し、指導・助言を行っているほか、いじめ防止サミットを通じて、各校におけるいじめ防止の取り組みを発表しています。
- ・不登校の防止対策に関しては、児童生徒理解・教育支援シートの活用や、校内の相談員と教育センターの相談員の情報交換を強化し、不登校の未然防止に努めているほか、学校・こども支援課・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、外部機関と連携し、把握・対応しています。不登校児童生徒の学校復帰率は年度によりばらつきがありながらもおおむね横ばいで推移しています。
- ・インターネットをとおして、児童生徒が有害情報に巻き込まれることのないよう、児童生徒を有害情報から守るための対策の充実を図る必要があります。
- ・今後も、保護者、地域、関係機関などと連携して、いじめ、不登校、非行・問題行動の防止に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

- ・いじめ防止のため、児童生徒の人権感覚を育成するとともに、各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた組織的な取り組みを進めます。
- ・不登校の防止や社会的な自立に向けて、学校と関係機関等の連携を進め、相談や学習支援、指導を充実します。
- ・非行・問題行動の防止に向けて、保護者、地域、関係機関などと連携して啓発や指導に取り組めます。
- ・有害情報から、児童生徒を守るための対策を充実します。

取り組み

1 相談・指導の体制の充実 [教育センター]

- ・教職員が相互に連携して、個々の児童生徒の状況を把握し、必要により相談や指導を適切に行うなど、教職員による相談・指導を充実します。
- ・生徒や保護者からの相談に応じて必要な指導を行うため、各中学校に配置しているさやまっ子相談員、さやまっ子相談支援員及びスクールカウンセラーによる相談・指導の体制を充実します。

- ・児童生徒、保護者及び教職員などからの専門的な相談に応じて、必要な指導を行うため、教育センターに配置している教育相談員とスクールソーシャルワーカーによる相談・指導を充実します。

重点

2 いじめの防止対策の推進〔教育指導課・教育センター〕

- ・児童生徒に対する人権尊重意識の啓発などをおして、いじめの発生防止の取り組みを促進します。また、学級集団の状態や、子供一人一人の意欲・満足感などを把握するアンケートを実施し、今後も児童生徒の理解に努めます。
- ・教職員間の連携や校内の相談員との連携、さらには学校と教育センターの相談員との連携を密にして、いじめの早期発見の教育相談体制を充実します。
- ・インターネット上のいじめやネットトラブルの防止に向けて、児童生徒や保護者に対して啓発を行うとともに、関係機関と連携して、いじめの早期発見の取り組みを推進します。
- ・いじめの発生が確認された場合には、保護者と連携して、関係する児童生徒に対して適切に指導を行うなどして、問題の解決に向けた組織的な取り組みを進めます。

重点

3 不登校の防止対策の推進〔教育指導課・教育センター〕

- ・学校生活充実支援委員会を設置し、学校・関係機関等が連携し、未就学時からのより適切な教育環境の在り方や、保護者の子供理解の促進について研究し、不登校の発生の防止や、社会的な自立に向けての支援に取り組みます。
- ・教職員や校内の相談員による校内の相談体制と教育センターの相談員による相談体制を充実させて、不登校の発生の防止に向けた取り組みを推進します。
- ・不登校の児童生徒とその保護者に対して、教職員や校内の相談員により定期的な家庭訪問などを行い、社会的な自立に向けての相談の充実を図ります。
- ・不登校の児童生徒とその保護者に対して、教育センターにおいて社会的な自立に向けての相談を行うとともに、適応指導教室*における社会的な自立に向けての指導を充実します。

4 非行・問題行動の防止対策の推進〔教育指導課・教育センター〕

- ・非行・問題行動の発生の防止に向けて、保護者、地域、関係機関などと連携して、啓発活動に引き続き取り組むとともに、必要な指導等を行います。
- ・学校の長期休業期間などに、保護者、地域、関係機関などと連携して、防犯パトロールを行うなどして、非行・問題行動の発生の防止に取り組みを充実します。

5 有害環境の排除対策の推進〔教育指導課・教育センター〕

- ・児童生徒が、発達の段階に応じて、インターネットを適切に活用できるよう、情報活用能力を育成し、情報モラルを身に付けさせる学習活動を推進します。
- ・児童生徒を取り巻く社会環境の浄化に向けて、関係機関が連携して、啓発や指導などの充実を図り、引き続き児童生徒の非行や犯罪の防止に取り組みます。
- ・インターネット上の有害情報から児童生徒を守るため、関係機関との連携により、フィルタリングの利用や、必要がない場合には携帯電話等を所持しないことも含めた、インターネットの利用に関する親子間のルールづくり等について、児童生徒や保護者に対しての普及啓発活動を推進します。

成果目標

項目		実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
いじめの解消率及び不登校児童 生徒の学校復帰率	解消率	81.8%	100%
	学校復帰率	19.7%	33.3%

施策3 体力と健康の増進

現状と課題

- ・体力の向上に向けて、小学校体育連盟・中学校体育連盟と連携を図りながら、小中学校ごとに「体力向上ストラテジープラン*」（単年）を作成し、それに基づいた体育指導を行っています。第2次教育振興基本計画の取り組み結果では、新体力テスト上位評価について小学校においては年々上昇し、目標値を達成しています。今後は、効果を上げている学校の取り組みを各校に波及させていくことが必要となっています。
- ・部活動については各中学校への部活動指導員、部活動支援員の配置のほか、校外活動参加のために必要な経費に対して助成を行っています。今後も「狭山市の部活動の在り方に関する方針」に則った適切な指導が求められます。
- ・学校保健に関しては、各学校において学校保健委員会を中心に、学校保健計画を作成し、家庭や関係機関との連携のもとに健康教育や日常の指導を充実しています。今後は各種感染症に対する学校の管理体制の強化や、医療機関等との一層の連携など、学校における感染症の発生予防とまん延防止についても重要となっています。
- ・食育については、各学校において、委員会活動や食育月間等を利用した食育の推進や、食材・栄養バランスのとれた給食を提供しています。今後も、食育を基盤として、生涯にわたる健康づくりや望ましい食習慣の形成に取り組んでいく必要があります。
- ・入間川学校給食センター及び柏原学校給食センターについては、令和5年度をもってPFI*事業期間が終了となるため、その後の運営方法について検討を進める必要があります。

施策の方向性

- ・各校で新体力テストの結果を分析し、児童生徒の体力の傾向と課題を把握したうえで、体力向上に取り組めます。
- ・児童生徒の体力と運動能力を高めるため、学校体育の充実に取り組めます。
- ・中学校の運動部の活動の充実に向けて、顧問を務める教員の指導力の向上を図り、外部指導者の確保に取り組めます。
- ・児童生徒の心身の健康状態を常に把握し、適切に対応するとともに、自らの健康を管理する能力の向上に取り組めます。
- ・交通安全、避難訓練等、事故や災害から身を守るための安全教育、防災教育を推進します。
- ・学校・家庭・地域が連携して食育を推進し、児童生徒の健全な食習慣や生活習慣の形成に取り組めます。

1 基礎体力の向上 [教育指導課・教育センター]

- ・運動の基本的な知識や技能を身に付け、「力いっぱい運動し、思い切り汗をかく楽しい体育授業」を推進し、児童生徒の基礎体力の向上に取り組みます。
- ・体育の授業をとおして、運動の楽しさやできる喜びを味わえるようにし、生涯にわたりスポーツに親しむ資質や能力を育成します。

2 体力テスト結果の分析と体育指導の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・「新体力テスト」の分析結果から、各小中学校の課題を明確にして、学校の実態に応じた「体力向上ストラテジープラン*」を作成し、これに基づき体育指導に継続的に取り組みます。

3 学校体育の充実 [教育指導課]

- ・体力向上推進委員会、小学校体育連盟・中学校体育連盟が中心となり、児童生徒の体力向上に向けた具体的な方策を研究し、その成果を各学校で活かすことにより、学校体育を充実します。

4 部活動の充実 [教育指導課・教育総務課]

- ・部活動の充実を図るため、各中学校へ部活動指導員、部活動支援員を配置し、狭山市スポーツ協会などの関係団体と連携しながら、生徒の競技能力及び体力の向上を図ります。
- ・部活動指導については、「狭山市の部活動の在り方に関する方針」に則り、狭山市の部活動について、顧問、部活動指導員、部活動支援員による適切な指導の徹底を図ります。
- ・児童生徒の体育活動や文化活動の振興を図るため、大会や行事などの校外活動の参加に必要な経費に対して助成を行います。

5 学校保健の充実 [教育指導課・教育センター・学務課]

- ・各学校において、学校保健委員会を中心に、学校保健計画を作成し、家庭や関係機関との連携のもとに健康教育や日常の指導の充実を図り、児童生徒の基本的な生活習慣や健康に対する自己管理能力の定着を図ります。
- ・薬物乱用防止や性教育などに関して、児童生徒が正しい知識の習得と行動の選択ができるよう指導を充実します。
- ・各種感染症に対する学校の管理体制の強化や、医療機関等との一層の連携など、学校における感染症の発生予防とまん延防止に努めます。

6 安全教育の推進と防災意識の高揚〔教育指導課〕

- ・横断歩道の渡り方や自転車の乗り方など、交通ルールを遵守し、登下校をはじめ、常日頃から交通安全を自ら実践できる児童生徒を育てます。
- ・毎年、通学路の総合点検を行い、危険個所の改善や通学路の見直しを行います。
- ・自転車に乗るときに、児童生徒が必ずヘルメットを着用することを推進します。また、自転車保険への加入チラシやリーフレットを配布するなどして情報提供に努めます。
- ・火災や地震などの災害時に、自分の身は自分で守れる児童生徒を育成するとともに、災害に備える防災意識を高めます。
- ・防災マニュアルを基本に、さやまっ子緊急メールや緊急連絡用掲示板等を活用し、万が一の災害に備えます。

7 食育の推進〔教育指導課・学校給食センター〕

- ・栄養教諭や学校栄養職員を活用して、「食」の大切さや栄養バランスの重要性などを児童生徒に効果的に指導します。
- ・教職員や保護者を対象に、食育に関する研修会を計画的かつ継続的に開催します。
- ・学校給食をとおして、児童生徒に地域の伝統的な食文化の紹介を行います。
- ・家族とのふれあいをとおした食育を推進するため、小中学校の「親子の絆・お弁当の日」の取り組みを充実します。

8 安全・安心な学校給食の充実〔学校給食センター〕

- ・学校給食摂取基準に基づいて、主食・主菜・副菜がそろい栄養バランスを考慮した安全でおいしい給食の提供に取り組みます。
- ・地産地消の観点から、地元で生産された農産物の使用を推進します。
- ・食物アレルギーのある児童生徒に対応するため、アレルギー対応食を充実します。
- ・学校給食に対する保護者の理解を深めるために、給食の献立やレシピなどの情報の提供を推進します。
- ・入間川学校給食センター及び柏原学校給食センターについて、PFI*事業期間終了後も効率的かつ効果的に運営が図られるよう、維持管理等の手法について検討します。

成果目標

項目		実績値 (令和元年度)		目標値 (令和7年度)
		小学校	中学校	
不足しがちな栄養素 の充足率	カルシウム	101%	94%	各種栄養素の充足率を95%以上に にする
	鉄	102%	99%	
	ビタミンC	137%	100%	
	食物繊維	86%	86%	
新体カテストの5段階総合評価のうち上位3ランク(A・B・C)の児童生徒の割合		81.8%	83.9%	県の目標値を上回る 小学校 80.0% 中学校 85.0%

基本目標



質が高く魅力ある教育環境の充実

施策1 教職員の資質の向上

現状と課題

- ・教職員の資質の向上に向けて、教育センターや小中学校において実践的な研修会等を実施しており、教職員研修に対する満足度は増加し目標値を達成しています。
- ・また、指導訪問等を通じて、指導力向上に向けた指導、助言を実施しているほか、管理職に対し、人事評価制度に関する研修を実施するなど資質向上に向けた取り組みを行っています。
- ・学校組織の見直しや校務の処理の効率化などにより、教職員の負担を軽減し、児童生徒の指導及び地域住民と直接関わる時間をより多く確保するとともに、教職員のメンタルヘルス対策に取り組むことが必要です。

施策の方向性

- ・教職員の経験年数に応じた研修を充実するとともに、研修を精選し、教職員が自ら学べる実践的な研修会を実施します。
- ・人事評価制度を活用し、各教職員の状況を把握するとともに、目標に対する取り組みを評価することをおして職務に対するモチベーションを高めます。
- ・「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”^{*}」を活用し、授業力の向上を図ります。
- ・各種の調査研究活動を実施し、その成果を教職員に波及させていきます。
- ・ICT^{*}の活用や情報セキュリティ^{*}などに関する研修をとおして、情報教育に関する指導力の向上に取り組めます。
- ・持続可能な学校指導・運営体制に向けて、教職員の業務の効率化や、メンタルヘルス対策に取り組めます。

取り組み

1 研修の計画的な実施〔教育センター〕

- ・教育内容の多様化に適切に対応して、児童生徒の生きる力を育むために、教職員を対象とした研修を計画的に実施し、指導力の向上に取り組めます。
- ・ICTの活用や学習形態の工夫等をとおして、児童生徒の主体的な学習が展開できるよう環境整備や教員の資質の向上に向けた実践的な研修会の企画運営を推進します。
- ・GIGAスクール構想^{*}における1人1台情報端末の利活用を推進するため、教職員を対象とした研修会を実施します。

重点

2 人事評価システムの充実〔教育指導課・教育センター〕

- ・学校目標の具現化を図るため、個々の教職員がそれぞれの目標に取り組むことをとおして、教職員が一体となって、学校全体がチームとして教育力を高めていくことができるよう、教職員の人事評価制度を活用します。

3 指導力向上のための支援ツールの活用〔教育指導課・教育センター〕

- ・各種研究委員会で作成した「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”^{*}」「道徳教育Q & A」等の活用を図り、教職員の授業力の向上を図ります。
- ・教員に求められる授業スタイルを会得し、児童生徒の学習指導に臨み授業力が向上するよう、指導主事や管理職が「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”」を活用した授業の指導をします。

4 各種調査研究活動の充実〔教育センター〕

- ・教育の今日的課題に的確に対応して、教育活動の改善や向上に取り組むため、各種の調査研究活動を実施します。
- ・授業研究会の開催、研究成果の発表、研究紀要の作成などをおして、調査研究活動の成果を教職員に広めることにより、指導力の向上を図ります。

重点

5 教職員の情報活用能力などの向上〔教育センター〕

- ・ICT^{*}の活用や情報セキュリティ^{*}などに関する研修会を開催し、教職員のICTの活用や指導に関する能力とモラルの向上に取り組みます。
- ・民間ノウハウの活用により、学校教育に理解のある者をICT支援員として各学校に派遣し、ICT機器の操作方法や授業での活用方法などの教職員からの相談に対応するなどの支援を行います。

6 持続可能な学校指導・運営体制の構築〔教育指導課・教育センター〕

- ・業務の効率化などに向けた取り組みを進め、教職員の負担を軽減し、児童生徒と向きあう時間を確保するためにスクール・サポート・スタッフ^{*}事業を活用します。
- ・教職員の在校時間の調査をおして、勤務実態を掌握し、ワークライフバランスの実現とともに、メンタルヘルスに関する研修会を実施し、教職員のメンタルヘルス対策に取り組みます。

施策2 一貫教育の推進

現状と課題

- ・児童生徒の視点に立った学習の連続性の配慮など、小中学校が連携して義務教育9年間で子供の成長を支援する体制づくりが求められています。
- ・小中一貫教育については、モデル事業は廃止し全ての中学校区で連携を開始しています。今後は、全ての中学校区で義務教育9年間を見通し、学習の連続性に配慮した系統的な教育活動を進めていくことが必要です。
- ・小学校生活にうまく適応できない「小1プロブレム*」が問題となっており、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて、幼稚園・保育所(園)と小学校が連携して幼保小連携協議会を実施しています。

施策の方向性

- ・義務教育9年間を見通し、学習の連続性に配慮した系統的な教育活動を進めます。
- ・幼稚園・保育所(園)・小学校の連携により、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

取り組み

1 小中学校9年間を一貫した教育の推進 [教育指導課]

重点

- ・全ての中学校区で義務教育9年間を見通し、学びと育ちの連続性を重視した教育に取り組むとともに、中学校入学に対する不安を可能な限り軽減します。

2 幼稚園・保育所(園)・小学校の連携の推進 [教育指導課]

重点

- ・幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所(園)・小学校による連携協議会を開催し、幼児と児童の交流や教職員の相互交流などをおこなって、幼稚園・保育所(園)と小学校の連携を推進します。

施策3 就学にかかる経済的支援の推進

現状と課題

- ・児童生徒が等しく小中学校に就学ができるよう、経済的な支援が必要な家庭に対して、就学援助事業を実施するとともに、能力があるにもかかわらず経済的な理由により、修学が困難な学生の高等学校や大学などへの修学機会を確保するため、奨学金貸付制度を実施しています。今後も社会経済情勢を踏まえ、適切に対応していく必要があります。

施策の方向性

- ・小中学校に等しく就学ができるよう、また、高等学校や大学などへの修学機会を確保するため、就学を支援します。

取り組み

1 小中学校への就学支援の推進 [学務課]

- ・児童生徒が小中学校に等しく就学できるよう、世帯の所得の状況に応じて、学用品費や学校給食費などを支給します。

2 高等学校・大学などの修学支援の推進 [学務課]

- ・市内に居住する世帯の子弟を対象に、能力があるにもかかわらず、経済的な理由により、高等学校や大学などに修学が困難な学生への、奨学金の貸与等の制度を周知し、活用を促進します。

施策4 学校施設の充実

現状と課題

- ・学校施設は昭和40年代後半から50年代にかけての児童生徒が急増した時期に一斉に整備されたものが多く、建物の老朽化や施設の機能劣化が進んでいることから、学校施設の計画的な保全と機能向上を図るため、「狭山市学校施設長寿命化計画」を策定しました。
- ・小中学校の校舎の空調設備は、防衛省の補助を受けて平成29年度までに全校の整備が完了しました。今後は、経年劣化による機能低下が懸念されることから、順次、更新を進める必要があります。
- ・快適な教育環境を確保するため学校のトイレの洋式化を進めており、令和2年度までに全小学校のトイレ1系統の改修を完了しました。
- ・1人1台端末の整備を目指すGIGAスクール構想*に基づき、学校ICT*の環境整備に取り組むほか、情報ネットワークや教材ソフトなどを充実し、ICTを活用した授業を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ・児童生徒が安全で快適な教育環境のなかで学校生活を送ることができるよう、校舎などの改修を計画的に進めます。
- ・教育情報ネットワークの充実や学校ICTの活用を促進します。

取り組み

重点

1 学校施設の長寿命化改修の推進【教育総務課】

- ・小中学校の校舎などの保全及び機能の向上を図るため、「狭山市学校施設長寿命化計画」に基づき、改修を計画的に行うとともに、時代に即応した教育環境を確保します。

2 中学校トイレ改修工事の推進【教育総務課】

- ・快適な教育環境を確保するため、各中学校の生徒用縦1系統のトイレ及び教職員用トイレの洋式化への改修を計画的に行います。

3 小中学校の空調設備の更新【教育総務課】

- ・空調設備の機能低下がみられる学校から、順次更新工事を実施します。

4 学校ICT*環境の充実 [教育センター]

- ・学校情報ネットワークのより一層の向上に向けて、校務支援システム*の活用やネットワーク内セキュリティを強化します。
- ・ICT*を活用しての授業の改善に向けて、教材ソフトの充実とこれを活用した授業の実践力の向上に取り組みます。
- ・GIGAスクール構想*における1人1台端末を活用して、子供たち一人一人に応じた個別最適な学びを通じて学習活動や学習課題に取り組みます。

成果目標

項目		実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
学校施設の長寿命化改修の実施校数		0校	1校
小中学校のトイレ環境整備の達成割合		43.5%	100%
児童生徒の情報端末の整備率	小学校	8.9%	100%
	中学校	18.9%	100%

施策5 学校の規模と配置の適正化の推進

現状と課題

- ・平成19年に策定した「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針*」を平成30年3月に改訂しました。また、小中学校の通学区域の一部に設けている特別許可地区において生じているさまざまな問題を解消するため令和2年1月に「狭山市立小・中学校通学区域（特別許可地区）見直しに関する基本方針」を策定しました。
- ・児童生徒数の減少により適正規模に満たない学校がでてきており、学校の小規模化に伴う学習面、生活面、学校運営面等への影響が懸念されます。
- ・今後も児童生徒数の減少が見込まれることから、「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」に基づき、小規模の学校を適正な規模にする検討を進め、活力ある学校づくりを推進させていく必要があります。

施策の方向性

- ・「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」に基づき、小中学校の規模と配置の適正化を計画的に進めます。

取り組み

重点

1 学校の規模と配置の適正化の推進 [教育総務課]

- ・既に複数の学年で単学級が生じている小学校において、小規模化による学習指導や学校運営上の課題を早期に解消させる観点から、小学校の規模と配置の適正化を計画的に進めます。
- ・児童生徒数の減少による学校規模の小規模化や学校施設の老朽化度を踏まえ、小中学校の再編について検討します。

2 通学区域（特別許可地区）見直しの推進 [学務課]

- ・「狭山市立小・中学校通学区域（特別許可地区）見直しに関する基本方針」に基づき、通学区域（特別許可地区）を見直します。

基本目標

IV

家庭や地域との絆づくりの推進

施策1 家庭や地域との連携

現状と課題

- ・家庭や地域との連携に向けて、学校公開日の設定、学校評議員制度*の活用、ボランティアの活用、学校評価の実施などにより、地域に信頼される学校づくりを推進しています。
- ・学校評価については、全ての学校において、学校関係者による評価を実施しており、地域に開かれ、地域に信頼される学校づくりに向けて学校運営の改善を推進しています。
- ・地域に開かれた学校づくりの推進に向けて、コミュニティ・スクール*の設置を進めています。今後も引き続き、全小中学校のコミュニティ・スクール化に向けて、学校運営協議会制度を導入するなど、「地域とともにある学校づくり」の推進が必要です。
- ・スクールガードリーダー*や地域防犯ネットワーク（アポック）*をはじめとして、多くの地域住民が登下校時に児童生徒への声かけや安全見守りなどを行っています。今後も児童生徒の事故を防止し、安全を確保するため、学校内の安全確保とともに、地域との連携による安全指導を推進していく必要があります。

施策の方向性

- ・学校の教育活動を可視化し、保護者や地域住民が教育活動に気軽に参観する中で、学校を身近に感じられるように開かれた学校づくりを推進します。
- ・学校教育部門では、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営に地域の声を活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるコミュニティ・スクールを推進するとともに、地域学校協働活動*を推進する生涯学習部門と連携を図りながら、学校と地域のつながりを充実します。
- ・学校としての説明責任を果たし、学校に対する保護者や地域住民の理解を深めるとともに、保護者や地域住民の学校運営への参画を促進します。
- ・学校、地域、市民活動団体や生涯学習関連施設等が連携して、家庭や地域の教育力の向上に取り組みます。
- ・校務の負担軽減などにより、教職員が児童生徒と向き合うことのできる時間を確保します。
- ・児童生徒の事故を防止し、安全を確保するため、危機管理体制を充実します。

1 地域に開かれた学校づくりの推進〔教育指導課〕

- ・全小中学校のコミュニティ・スクール*化に向けて、学校運営協議会制度を導入し、「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。
- ・学校評議員制度*や学校関係者評価*などをおして、保護者や地域の意見などを学校運営に反映していきます。
- ・地域学校協働活動*を推進する生涯学習部門と連携を図りながら、学校と地域のつながりを充実します。

2 学校評価システムの充実〔教育指導課〕

- ・教育内容の充実や円滑な学校経営などに取り組むため、全ての幼稚園、小中学校において学校の自己評価を実施します。
- ・学校評価の公平性や客観性を確保するため、保護者や地域住民などの学校関係者による評価を全ての幼稚園、小中学校で実施し、学校の自己評価と合わせて公表します。

3 児童生徒と向きあう環境づくりの推進

〔教育指導課・教育センター〕

- ・業務の効率化などに向けた取り組みを進め、教職員が児童生徒と向きあう時間を確保します。
- ・毎月第2土曜日（4月と8月を除く）及び開校記念日を授業日とすることで、児童生徒の指導に関わる時間を確保します。

4 学校と地域との連携による危機管理体制の充実〔教育指導課〕

- ・スクールガードリーダー*や地域防犯ネットワーク（アポック）*をはじめとする多くの地域住民による登下校時の児童生徒への声かけや、安全見守りを実施します。
- ・防犯や交通安全のための地域安全マップの見直し、スクールガード養成講習会などを通じて、地域との連携による安全指導を推進します。

施策2 放課後児童対策の充実

現状と課題

- ・留守家庭の児童の放課後や夏休みなどにおける居場所づくりとして、学童保育室*の整備を推進しています。研修などをとおして放課後児童支援員の資質の向上に努めているほか、学童保育室を整備拡充し、定員の増加を図っています。今後も、学校の余裕教室の活用や既存の学童保育室を改修などにより待機児童の解消に努める必要があります。

施策の方向性

- ・学童保育室の運営を充実するとともに、学童保育室の整備拡充に取り組みます。

取り組み

1 学童保育室の充実 [学務課]

重点

- ・研修などをとおして、放課後児童支援員の資質の向上に取り組むとともに、指定管理者、小学校などとも連携して、学童保育室の運営を充実します。
- ・入室児童数の増大などに対応するため、学童保育室を整備拡充します。
- ・学校の余裕教室の活用や、既存の学童保育室の改修などにより待機児童の解消に努めます。

成果目標

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
学童保育室の待機児童数（4月1日現在）	59人	0人

基本目標



自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興

施策1 生涯学習活動の支援体制の充実

現状と課題

- ・ 広報紙や公式ホームページ、市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」*のほか、各種のポスターやチラシなどをおして、生涯学習に関する情報提供を行っています。また、生涯学習に取り組む団体の情報を掲載した冊子「さやま学びの仲間たち」を作成し、活動団体を紹介しています。
- ・ 市民が自分の目的に合った学習に関する情報を得やすくするため、動画による情報配信など、新たな情報発信の方策を検討する必要があります。
- ・ 生涯学習活動への参加や団体の活動を促進するため、様々な相談に対応することができる体制づくりが必要です。
- ・ 幅広い層の市民を対象とした講座やイベントなどの実施をとおして参加者同士の交流を促進しています。
- ・ 公民館の利用者は高齢者が多く、ICT*、情報のネットワークが効果的に活用されていない事案も見受けられます。誰もが必要とする情報を得られるようICTの利用スキルを向上させる必要があります。
- ・ 各種事業において連携する団体が固定化しているため、生涯学習に取り組む団体や個人の人的ネットワークを拡充し、幅広い交流を促進していく必要があります。

施策の方向性

- ・ 紙媒体やインターネット、ケーブルテレビ等、デジタルの媒体を効果的に活用し、市民が目的に合った学習に関する情報を得やすくするとともに、市民自らが生涯学習に関する情報を発信できる環境を整えます。
- ・ 生涯学習に関する総合的な相談体制の充実を図ります。
- ・ 高齢者等のICT利用における情報格差の解消を図ります。
- ・ ICTの活用により、生涯学習に関する情報のネットワーク化を推進し、情報の交流を促進します。
- ・ 生涯学習に取り組む団体や個人の人的ネットワークを拡充し、様々な交流を促進します。
- ・ 生涯学習関連施設間の連携・協力体制を充実します。

取り組み

1 生涯学習の情報提供・相談体制の充実〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・情報冊子「さやま学びの仲間たち」などの紙媒体や市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」*などのインターネットを利用したウェブサイト等の情報伝達媒体を組み合わせ活用し、様々な市民が生涯学習に関する情報をいつでも入手できるよう情報提供の充実を図るとともに、生涯学習活動に係る交流の促進を図ります。
- ・ICT*の活用における情報格差を解消するため、公民館などの生涯学習関連施設において、コンピュータやスマートフォンの基本的な操作等に関する学習機会の充実を図ります。
- ・社会教育課や公民館などの生涯学習関連施設、生涯学習情報コーナー等において生涯学習に関する様々な相談に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

2 生涯学習ネットワークの充実〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・ICTの活用により、生涯学習に関する情報のネットワークを充実し、市民の生涯学習を支援します。
- ・生涯学習に取り組む団体や個人の交流する機会の充実を図ることにより、連携を促進し、生涯学習の裾野を広げます。
- ・公民館、図書館、博物館等の各生涯学習関連施設の資源や専門性を活かしながら、施設間の連携・協力により、生涯学習活動を支援します。

施策2 生涯学習の機会や場の充実

現状と課題

- ・ 公民館などでは、様々なライフステージ*に応じた講座、教育機関や生涯学習活動団体等と連携した講座など、各種事業を実施するほか、学習活動の場として、施設の貸出しを行っています。また、入間川小学校では、生涯学習活動の場として学校施設の一部を開放しています。
- ・ 生涯学習の成果を発表する場として、市民文化祭を実施しているほか、公民館サークルが主体となり、講座などを開催しています。
- ・ アンケート調査結果では、生涯学習を充実するために市に特に力を入れてほしいこととして「市民の関心の高い講座を増やす」、「講座の種類を増やす」、「高齢者や障害者が参加しやすい環境・機会の充実」などが上位にあがっています。
- ・ 第5次生涯学習基本計画の取り組み結果では、生涯学習・社会教育に関する事業へのさらなる参加の促進が課題となっています。
- ・ 社会状況が急激に変化した場合でも、生涯学習の機会が確保できるような方策を講ずる必要があります。
- ・ 人権に対する正しい理解と人権を尊重する意識を高めるため、様々な機会を捉えて、人権教育に関する事業を実施しています。
- ・ 指定文化財の公開などをおして、郷土の歴史や文化に対するさらなる理解の促進と愛護意識の醸成を図っていく必要があります。

施策の方向性

- ・ 誰もが生涯学習活動に参加でき、また、その成果を発表できる機会づくりを進めます。
- ・ 人権、平和、防災、環境問題などに関わる現代的課題やまちづくりなどに関わる地域課題等の解決に関する取り組みを強化し、社会教育の充実を図ります。
- ・ 学校、PTA、市民活動団体や生涯学習関連施設等が連携して、家庭や地域の教育力の向上に向けた取り組みを推進します。
- ・ 市民の自主的な芸術・文化活動を促進します。
- ・ 郷土の歴史や伝統文化の継承に取り組む市民の自主的な活動を促進します。
- ・ 市民の多様な学習ニーズに対応するため、多様な主体と連携し、学習内容の充実を図ります。

1 生涯学習の機会や場の充実〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・幅広い分野の講座やイベント等を企画実施し、子供から高齢者まで、また、障害の有無に関わらず、誰もが主体的に参加できる学習機会の充実を図ります。
- ・生涯学習で学んだ成果の発表や、学校や地域等において学びの成果を活かすことのできる場の拡充を図ります。
- ・Society 5.0*（超スマート社会）の到来を見据え、オンライン講座等、ICT*を活用した学習機会の提供に取り組みます。
- ・生涯学習活動団体等の活性化に向けて、学習情報の提供や学習相談などの支援を行います。
- ・市民と行政が一体となってまちづくりを進めることを目的に、市職員が出向き、本市の施策や制度などの行政情報を積極的に提供する「まちづくり出前講座」の活用を促進します。

2 生涯学習関連施設の機能やサービスの充実〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・公民館、富士見集会所、図書館、博物館等それぞれの施設の基本的機能の充実に努めるとともに、職員の資質向上を図ることにより、施設利用における市民サービスの向上を図ります。
- ・資料の公開や貸出しをはじめ、講座の開催等、市民ニーズを踏まえた様々な学習機会の提供により、市民の学習を支援します。

3 社会教育の充実〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・人権、平和、防災、環境問題などに関わる現代的課題やまちづくりなどに関わる地域課題等をテーマにした様々な事業を積極的、計画的に実施することにより、社会問題や地域に対する市民の理解を促進します。
- ・社会教育関係団体との情報交換や事業連携等をとおして、団体活動の活性化を促進します。
- ・講座の開催など様々な機会や場をとおして、地域を担う人材の育成や地域活動への参加を促進します。

4 生涯学習関連施設の改修・更新などの推進〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・公民館、富士見集会所、図書館、博物館等の生涯学習関連施設の建物や附帯設備の改修・更新を計画的に進めます。

5 人権教育と平和教育の充実〔社会教育課・公民館〕

- ・人権に対する正しい理解と人権尊重意識の高揚を図るため、人権教育推進協議会*と連携して、人権教育研修会*や人権教育実践研究会*などを実施するとともに、

公民館や富士見集会所において、様々な人権問題に係る事業を実施します。

- ・戦争体験を次世代に引き継ぎ、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるため、講演会や展示会等、様々な手法を取り入れ、平和学習の機会を充実します。

6 家庭や地域の教育力の向上〔社会教育課・公民館〕

- ・PTAと連携した家庭教育学級*や家庭教育合同研修会*のほか、公民館における家庭教育に関する講座などをおして、家庭の教育力の向上に取り組みます。
- ・地域の教育力を活かす取り組みとして、地域子ども教室を拡充するとともに、地域における年少指導者として活動するジュニアリーダーの養成を推進します。

7 芸術・文化活動の推進〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・市民が芸術・文化活動に参加できる機会の拡充に取り組みます。
- ・文化活動に取り組む団体への学習情報の提供、学習相談などの学習支援や発表の機会や場の提供等により、市民の自主的な文化活動を促進します。

8 文化財等の保存・継承と活用の促進〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・郷土の文化財関係資料の収集・保存・調査研究を進め、地域の歴史文化の魅力を掘り起こすとともに、その成果を発信します。
- ・指定文化財の公開や文化財に関する講座の開催など、積極的に文化財等を活用していくことにより、郷土の歴史や文化に対する理解を促進するとともに、愛護意識を醸成します。

9 大学などとの連携による学習機会の充実〔社会教育課・公民館〕

- ・多様化、高度化する市民の学習要求に応え、地域の大学や企業などと連携し、幅広い分野や専門性の高い講座の実施により、生涯学習に参加する機会の充実を図ります。

10 青少年の健全育成〔社会教育課〕

- ・青少年の健全育成の重要性の周知に努め、市民の関心を高めるとともに、青少年健全育成団体の事業への参加を促進します。

成果目標

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
生涯学習を月に一回以上行っている市民の割合	31.0%	40.0%
生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数	214,092人	223,000人
人権教育に関する事業への参加者数	4,238人	4,800人
平和関連事業への参加者数	482人	530人
地域子ども教室への参加者数	8,066人	8,250人
市民文化祭への参加団体数	646団体	650団体
文化財活用事業参加者の満足度	75.0%	80.0%
青少年健全育成活動事業への参加者数	2,052人	2,200人

施策3 生涯学習の成果の活用

現状と課題

- ・アンケート調査結果では、生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験等を、自分以外のために活かしたいと思うかについて「活かしたいと思う」と「どちらかといえば活かしたいと思う」と答えた割合が合わせて50%を超えており、生涯学習の成果を活かそうとする意識が高くなっています。また、生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験等を自分以外のために活かすために必要なこととして、「学んだ成果を発揮できる機会や場をつくる」、「学んだ成果を発揮できる機会や場について情報提供する」、「学んだ成果を地域に還元できるような仕組みを作る」が上位にあがっています。
- ・第5次生涯学習基本計画の評価では、狭山市学校支援ボランティアセンター*を通じた小中学校への学習支援のボランティアの派遣人数は目標値を下回ったものの、学校応援団*による様々なボランティア活動への参加者数は目標値を大幅に上回っています。
- ・保護者や市民が学校運営や学習支援、校内の環境整備など、様々な形で学校を支援しています。今後は、さらに学校運営への保護者や地域の方の参加を促進し、地域による学校支援を充実していく必要があります。
- ・生涯学習の成果を発表する場として市民文化祭などを実施しています。
- ・様々な知識や技能を有する市民の力を活かすため「生涯学習ボランティア名簿」を作成し、市内公共施設や小中学校、高齢者施設等に配布するとともに、市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」*の「生涯学習情報検索システム*」により、生涯学習ボランティアの講師としての活用を促進しています。
- ・生涯学習活動団体、市民活動団体、地区センター及び地域交流センター、市民ボランティア等と連携・協働しながら、生涯学習で学んだ成果を活かせる場や活かすことのできる仕組みの充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

- ・地域の様々な個人や団体が連携・協働し、学校や子供たちの活動を支える地域学校協働活動*を見据えた仕組みづくりを推進します。
- ・生涯学習活動団体、市民活動団体、地区センター及び地域交流センターや市民ボランティア等と連携・協働し、生涯学習で学んだ成果を地域社会に活かせる仕組みづくりを推進します。

1 学校と家庭・地域の連携体制の構築〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・学校支援ボランティアセンター*への登録を促進するとともに、小中学校と連携して、ボランティアの活動の場の充実に取り組みます。
- ・公民館、図書館、博物館等の生涯学習関連施設で学んだ成果や保護者、地域住民など多様な人材による生涯学習の成果の活用に向けて、学校応援団*への参加など学校支援活動につなげる取り組みを促進するとともに、学校と連携して活動の場の充実に取り組みます。
- ・学校応援団の仕組みを発展させた形態として、PTAや学校支援ボランティアセンター、公民館など、学校支援に関わる団体、個人が行う活動を地域学校協働活動*として位置付け、これらの活動を推進します。また、学校教育部門と生涯学習部門の連携のもと、活動を総括する組織として、地域学校協働本部の確立に取り組むとともに、学校と地域の力をつなぐコーディネーターの役割を明確化し、コーディネーターを中心とした活動を推進します。

2 市民活動との連携の促進〔社会教育課・公民館〕

- ・生涯学習活動団体、市民活動団体や地区センター及び地域交流センターと連携して、生涯学習の成果をまちづくりに活かす取り組みを推進します。
- ・生涯学習の成果を発表する市民文化祭の開催をとおして地域文化の活性化と市民の交流を促進します。
- ・市民の有する様々な知識や技能を活かした生涯学習ボランティア制度について、制度の周知と活用の促進を図ります。
- ・生涯学習の成果を地域に活かす協働による取り組みの促進に向けて、様々な学習メニューを提供するさやま市民大学との連携を推進します。

成果目標

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
生涯学習の成果を自分以外のために活かしたいと思う市民の割合	54.4%	60.0%
学校支援ボランティアの派遣人数	319人	335人
地域学校協働活動への参加者数	73,632人	75,000人

基本目標

VI

元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興

施策1 市民のスポーツ活動の促進

現状と課題

- ・本市では、幅広い世代を対象としたスポーツ教室やスポーツ・レクリエーション事業を行うとともに、いつでも参加できるよう、夜間や土日の教室を実施しています。また、様々な団体・施設等と連携し、スポーツによる健康づくりを促進しています。しかしながら、「週1回以上スポーツを実施する成人の割合」、「スポーツ教室や行事への参加者数」のいずれの指標も令和2年度の目標値を下回っています。
- ・今後も多くの市民がスポーツに親しむことができるよう、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室等の充実とともに、スポーツに関する情報提供等の充実を図る必要があります。
- ・子供のスポーツの振興に関しては、地域と連携したスポーツ体験や、未就学児から親子で参加できるスポーツ教室を実施していますが、参加者の確保が課題となっています。
- ・学校の部活動については、各中学校へ部活動指導員、部活動支援員を配置し、スポーツ関係団体と連携しながら、生徒の競技能力及び体力の向上を図っています。今後は、部活動指導員及び部活動支援員の指導力、意識向上を図る必要があります。
- ・ささえるスポーツの担い手となる、スポーツ推進委員やスポーツボランティア、総合型地域スポーツクラブ*の周知と活動の活性化を図る必要があります。

施策の方向性

- ・市民のライフスタイルやニーズに応じて教室等を開催するなど、年代、性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが気軽に楽しめるスポーツの普及に取り組むとともに、スポーツに関する情報を広く発信します。
- ・スポーツを通じて健康づくりを推進していくため、スポーツ健康教室などを開催するとともに、保健機関等と連携し、健康についての正しい知識の普及を図ります。
- ・高齢者や障害者がスポーツに親しむことのできる機会を提供するとともに、高齢者団体や障害者団体と連携し、スポーツに親しむことができるサポート体制の充実を図ります。

- ・公民館などと連携して子供のスポーツ活動を促進するとともに、学校における体育活動や部活動の充実を図り、子供の体力と健康の増進に向けて取り組みます。
- ・ささえるスポーツの担い手である、スポーツ推進委員やスポーツボランティアの活動の活性化や総合型地域スポーツクラブ*の推進を図るなど、地域におけるスポーツ活動への支援体制を充実します。

取り組み

重点

1 幅広い世代を対象としたスポーツ教室等の充実 [スポーツ振興課]

- ・市民のライフスタイルやニーズに応じて、年代、性別などにかかわらず、子供から高齢者まで幅広い世代を対象に、スポーツに関する教室や行事等を充実します。
- ・仕事や家事、子育て、介護などで、スポーツ活動への参加が容易ではない 20 歳代～50 歳代の人のため、スポーツ教室の開催日時に配慮するなど、スポーツに親しめる機会を創出します。
- ・スポーツを通じた健康増進を図るため、通勤や通学などでの徒歩や階段の利用、駅までの自転車利用など、日常生活の中で手軽に取り組める身体運動もスポーツと捉えて、スポーツ施設の利用にとらわれないスポーツ活動の啓発に取り組みます。
- ・狭山市レクリエーション協会やスポーツ推進委員等と連携して、普段スポーツをしていない人などがスポーツをするきっかけになるようなニュースポーツ等の普及に取り組みます。

2 高齢者や障害者のスポーツ活動の促進 [スポーツ振興課]

- ・高齢者のスポーツの機会の充実を図るため、ウォーキングや体操教室等の高齢者のニーズにあったスポーツ教室や行事を開催します。
- ・障害者のスポーツの機会の充実を図るため、障害者を対象としたスポーツ教室や行事を開催します。
- ・高齢者や障害者がスポーツに親しむことのできるサポート体制の充実を図るとともに、「ささえる」側と「ささえられる」側がつながるための情報提供の充実を図ります。

3 子供のスポーツの振興と学校体育の充実 [スポーツ振興課]

- ・親子でできるスポーツ教室やイベントなどを開催するとともに、公民館やスポーツ推進委員等と連携して、子供の地域でのスポーツ活動を促進します。
- ・地域子ども教室等と連携して、野外活動や外遊びの推進を含め、様々な経験や交流のなかにスポーツを取り入れて、子供のスポーツ活動を促進します。
- ・学校における体育活動や部活動の充実を図ります。

4 スポーツに関する情報提供の充実〔スポーツ振興課〕

- ・健康づくりやスポーツに関する様々な情報を一元化し、公式ホームページ等を通じて広く発信し、情報提供の充実を図ります。
- ・市民のスポーツへの関心を高めるため、本市ゆかりのアスリートや市内をホームタウンとするトップチームの大会等の情報の提供を図り、市民が一体となって応援できる環境づくりに取り組みます。
- ・市内スポーツ団体の活動内容の情報を提供します。

5 地域におけるスポーツ活動への支援〔スポーツ振興課〕

- ・スポーツ推進委員を研修会に派遣するなどして委員の資質向上に取り組むとともに、地域のスポーツ行事などへの参加により地域に根差した活動を促進します。
- ・スポーツ推進委員やスポーツボランティア制度の意義や魅力を改めて周知するなかで、活動の活性化を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブ*の拡充に向けて、情報提供や相談等を充実します。

成果目標

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
週1回以上スポーツを実施する市民の割合	32.4%	50.0%
スポーツ教室・行事への参加者数	19,874人	20,700人

施策2 競技スポーツの振興

現状と課題

- ・スポーツ団体が開催する市民大会等の会場の確保や各団体の情報提供に努めるなど、スポーツ団体の活動支援を行っています。しかし、スポーツ団体の構成員は減少傾向にあります。
- ・各種スポーツ団体や市内の企業、大学等と連携し、市民がアスリートと触れ合う機会やスポーツを観戦する機会を提供しています。スポーツ推進計画の取り組み結果では、プロスポーツ選手等の教室や講演会等の開催回数については、平成29・30年度で目標値を上回りましたが、令和元年度は下回っています。引き続き、競技スポーツの魅力を広く市民に伝える取り組みを進めていくことが必要です。
- ・スポーツ少年団指導者の育成のため、指導者養成講習会やスポーツ障害予防講習会を実施し、指導者の資質向上を図っています。今後も引き続き、技術の向上を担う指導者の育成とその確保に努める必要があります。

施策の方向性

- ・狭山市スポーツ協会をはじめ、各種スポーツ団体を継続的に支援し、活性化と育成を図ります。
- ・各種競技会の開催や、アスリートを招へいするなどして、一流のスポーツ技術に接する機会を充実することで、競技スポーツへの関心を高めるとともに、その魅力を広く市民に伝える取り組みを進めます。
- ・青少年の競技スポーツの普及と技術の向上を担うための指導者の確保とともに、多様な種目やレベルなどのニーズに応じた指導ができる指導者を育成します。

取り組み

重点

1 スポーツ団体の活動の促進 [スポーツ振興課]

- ・各種競技会の開催やプロスポーツ団体・市内外の大学との包括的連携協定などを活用し、アスリートと触れ合える参加型イベントなどをとおして、一流のスポーツ技術に接する機会を充実することで、競技スポーツへの関心を高めるとともに、その魅力を広く市民に伝える取り組みを進めます。
- ・狭山市スポーツ協会、狭山市スポーツ少年団をとおして、各種スポーツ団体の活動を継続的に支援するとともに、活性化と育成を図ります。
- ・各種スポーツ団体が主催する競技スポーツの大会において、会場の確保やスポーツボランティアの派遣などの支援を行います。

2 青少年の競技スポーツの普及〔スポーツ振興課〕

- ・ 青少年の競技スポーツの普及と技術の向上を担うための指導者を確保します。
- ・ スポーツ団体と協力・連携して、アスリートによる講演会や研修会を開催し、指導者の資質の向上を図ります。
- ・ 子供たちがプロスポーツ選手やオリンピックのメダリスト等から、直接指導を受ける機会を設けるなど、様々なスポーツと出会い、親しむ機会を充実させることにより、将来への夢を描くことができる事業を進めます。

成果目標

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
アスリートとのスポーツイベントや講演会等の参加者数	397人	800人

施策3 スポーツ施設の充実

現状と課題

- ・施設の空き時間の有効利用を図るため、公式ホームページにおいて、屋内・屋外スポーツ施設を案内し、利用の促進を図っていますが、土曜日・日曜日の施設の利用率は高いものの、平日の昼間の利用率は低い状況にあり、アンケート調査結果では、本市のスポーツ施設を利用したことのある市民の割合は28.1%となっています。
- ・今後は、より多くの市民に利用していただけるよう、施設の有効利用を図る必要があります。
- ・既存スポーツ施設の整備について、武道館は令和4年度の供用開始に向けて、整備工事を実施しています。今後もスポーツ施設については、長期的な計画で整備を進める必要があります。

施策の方向性

- ・身近なところで、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、既存の公共スポーツ施設の有効利用や、小中学校の体育館の開放を促進します。
- ・将来的なニーズ等を踏まえながら、既存スポーツ施設の計画的な更新・改修を進めるにあたっては、公式規格を有するスポーツ施設としての整備の推進を図ります。

取り組み

1 スポーツ施設の有効利用 [スポーツ振興課]

- ・身近なところで、誰もが気軽にスポーツを親しむことができるように、既存のスポーツ施設の空き時間の有効利用を図ります。
- ・施設をより多くの市民に利用していただけるよう、市民のニーズやライフスタイルに合わせたスポーツ振興課主催の教室・イベントの拡充を進めます。
- ・年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが利用しやすい施設とするため、施設のバリアフリーとユニバーサルデザイン*化の推進を図ります。
- ・小中学校の体育施設の開放について、学校運営に支障のない範囲で、引き続き有効利用を図ります。
- ・企業や大学等が保有するスポーツ施設を市民が利用できるよう、施設の開放を働きかけます。

2 スポーツ施設の整備 [スポーツ振興課]

- ・将来的なニーズ等を踏まえながら、既存スポーツ施設の計画的な更新・改修に努めます。
- ・既存施設の更新・改修の際は、公式規格を有する施設としての整備の推進を図ります。

成果目標

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
公共スポーツ施設の利用者数	879,733 人	880,000 人

